

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十二日

広島県知事 横田美香

広島県規則第六十五号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（各所長への共通委任）	（各所長への共通委任）
第五条（略）	第五条（略）
一・二・三（略）	一・二・三（略）
四　所長の国内旅行及び職員（所長を除く。以下第六号において同じ。）の旅行の命令及び報告の受理	四　所長の県内旅行及び一週間以内の県外旅行並びに職員（所長を除く。以下第六号において同じ。）の旅行の命令及び報告の受理
五・二・二・三（略）	五・二・二・三（略）
2・3（略）	2・3（略）

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

附 則